

特許法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)	1
実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)	43
意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)	60
商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)	73
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)	88
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)	92
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)	93
産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)	106
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)	114

(附則)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百四十二号)	116
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	118
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)	126
商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)	128
平成五年旧実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)	129
特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)	131
商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)	157
特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)	159
意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)	160

特許法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六條の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四條の二第一項及び第三十四條の三第一項において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第百二十六条第七項の規定は、前項第二号の場合に準用する。</p> <p>(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の四 特許無効審判の被請求人は、第百三十四條第一項</p>	<p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六條の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四條の二第一項及び第三十四條の三第一項において同じ。)に記載した事項の範囲内においてなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第百二十六条第五項の規定は、前項第二号の場合に準用する。</p> <p>(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の四 特許無効審判の被請求人は、第百三十四條第一項</p>

若しくは第二項、第三百三十四条の二第五項、第三百三十四条の三、第五百三十三条第二項又は第六百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 訂正審判の請求人は、第五百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合）にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

- 一 (略)
 - 二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 2・3 (略)

（特許証の交付）

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登

若しくは第二項、第三百三十四条の二第三項、第三百三十四条の三第一項若しくは第二項又は第五百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 訂正審判の請求人は、第五百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合）にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

- 一 (略)
 - 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 2・3 (略)

（特許証の交付）

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂

録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 (削る)

特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前

正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でのその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国

項と同様とする。

3| 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面の特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第三十四条 (略)

2| 6 (略)

7 第三十九条第六項及び第七項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

(仮専用実施権)

第三十四条の二 (略)

2| 6 (略)

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第七項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

8 (略)

のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の二に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4| 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面の特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の二に該当するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第三十四条 (略)

2| 6 (略)

7 第三十九条第七項及び第八項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

(仮専用実施権)

第三十四条の二 (略)

2| 6 (略)

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第六項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

8 (略)

(仮通常実施権)

第三十四条の三 (略)

2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

4 (略)

5 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明に基づいて第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通

(仮通常実施権)

第三十四条の三 (略)

2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

4 (略)

(新設)

常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

7 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。）が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るもとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。）に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあっては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた

8| 実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9| 意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

10| (略)

11| 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第七項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

12| (略)

(仮通常実施権の対抗力)

範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

7| (略)

8| 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9| (略)

第三十四条の五 仮通常実施権は、その許諾後に当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

(削る)

第三十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の二 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

第三十四条の五 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

第三十六条の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

4 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の二 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は

取り下げることができる。

(先願)

第三十九条 (略)

25 (略)

(削る)

67 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求

(先願)

第三十九条 (略)

25 (略)

6 発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案登録出願でないものとみなす。

78 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

一五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求

の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合に
あつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同
項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張
又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは
第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）
の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先
の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願
の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請
求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明
を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三
十条第一項及び第二項、第三十九条第一項から第四項まで、第
六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条
、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第六項（第八十
四条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用
する場合を含む。）並びに第二百二十六条第七項（第十七条の二
第六項及び第三百三十四條の二第九項において準用する場合を
含む。）、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法第二十六条、
第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十
四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第
一項及び第三十三条の三第一項（同法第六十八条第三項におい
て準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該特許
出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4（略）

（特許出願の分割）

の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合に
あつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同
項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張
又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは
第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）
の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先
の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願
の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請
求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明
を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三
十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで
、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十
一条、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第六項（第百
八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）において
準用する場合を含む。）及び第二百二十六条第五項（第十七条の
二第六項及び第三百三十四條の二第五項において準用する場合を
含む。）、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法（昭和三十
四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第
三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号
）第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三
第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。
）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の
時にされたものとみなす。

3・4（略）

（特許出願の分割）

第四十四条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 (略)

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第三項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5・6 (略)

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限る。その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該

第四十四条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第四十一条第四項及び第四十三条第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 (略)

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5・6 (略)

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限る。その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該

当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、第四十三条第一項（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3～5（略）

（拒絶の査定）

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

一～六（略）

七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

（出願公開の効果等）

第六十五条（略）

2～5（略）

6 第一条、第四百四条から第四百五条の三まで、第四百五条、第五百条の二、第五百五条の四から第五百五条の七まで及び第六十八号第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び

当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、第四十三条第一項（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3～5（略）

（拒絶の査定）

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

一～六（略）

七 その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。

（出願公開の効果等）

第六十五条（略）

2～5（略）

6 第一条、第四百四条から第四百五条の二まで、第四百五条の四から第五百五条の七まで及び第六十八号第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあ

加害者を知った時」とあるのは、「特許権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないとき。
- 三 五 (略)
- 二 四 (略)

(特許権の移転の特例)

第七十四条 特許が第二百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当するとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明についての第六十五條第一項又は第八十四條の十第一項の規定による請求権について、同様とする。

3 共有に係る特許権について第一項の規定による請求に基づき

るのは、「特許権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の二に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないとき。
- 三 五 (略)
- 二 四 (略)

第七十四条及び第七十五条 削除

その持分を移転する場合には、前条第一項の規定は、適用しない。

第七十五条 削除

(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第七十九条の二 第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際現にその特許権、その特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その特許権の移転の登録前に、特許が第二百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に規定する要件に該当することを知らないうで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

2 当該特許権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許無効審判の請求の登録前に、特許が第二百二十三条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及

(新設)

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許無効審判の請求の登録前に、特許が第二百二十三条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及

び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

2 (略)

第八十二条 特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 (略)

(通常実施権者の意見の陳述)

第八十四条の二 第八十三条第二項の裁定の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

第八十二条 特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての意匠法第二十八条第三項において準用するこの法律第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 (略)

(新設)

(裁定の謄本の送達)

第八十七条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者、当事者以外の者であつてその特許に
関し登録した権利を有するもの及び第八十四条の二の規定によ
り意見を述べた通常実施権者に送達しなければならない。

2 (略)

(裁定の取消し)

第九十条 (略)

2 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項、第八十六
条第一項及び第八十七条第一項の規定は前項の規定による裁定
の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受
けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定
による裁定の取消しに準用する。

(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定

)

第九十二条 (略)

2 6 (略)

7 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十
六条から前条までの規定は、第三項又は第四項の裁定に準用す
る。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第九十三条 (略)

(裁定の謄本の送達)

第八十七条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたとき
は、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であつてその特許
に関し登録した権利を有するものに送達しなければならない。

2 (略)

(裁定の取消し)

第九十条 (略)

2 第八十四条、第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八
十七条第一項の規定は前項の規定による裁定の取消しに、第八
十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にそ
の特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消
しに準用する。

(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定

)

第九十二条 (略)

2 6 (略)

7 第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から前条まで
の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

(通常実施権の対抗力)

第九十九条 通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対して、その効力を有する。

(削る)

(削る)

(特許権者等の権利行使の制限)

第一百四条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

2 (略)

3 第二百二十三条第二項ただし書の規定は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第一項の規定

2 (略)

3 第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

第九十九条 通常実施権は、その登録をしたときは、その特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権をその後取得した者に対して、その効力を生ずる。

2 第三十五条第一項、第七十九条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項又は第七十六条の規定による通常実施権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

3 通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

(特許権者等の権利行使の制限)

第一百四条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

2 (略)

(新設)

による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

(主張の制限)

第百四条の四 特許権若しくは専用実施権の侵害又は第六十五条第一項若しくは第百八十四条の十第一項に規定する補償金の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。)において、当該審決が確定したことを主張することができない。

- 一 当該特許を無効にすべき旨の審決
- 二 当該特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決
- 三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

(特許料の減免又は猶予)

第百九条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(削る)

(削る)

(新設)

(特許料の減免又は猶予)

第百九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者又はその相続人

二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発

明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(特許料の追納による特許権の回復)

第十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 (略)

(特許無効審判)

第二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 (略)

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき(その特許が第三十八条の規定

(特許料の追納による特許権の回復)

第十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 (略)

(特許無効審判)

第二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 (略)

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

に違反してされた場合にあつては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)

三〇五 (略)

六 その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき(第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)

七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第二号に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に該当することとを理由とするものは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

3・4 (略)

(延長登録無効審判)

第二百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 (略)

三〇五 (略)

六 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで(第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)又は第三百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第二号に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に該当することとを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3・4 (略)

(延長登録無効審判)

第二百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 (略)

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

三 五 (略)

2・3 (略)

(訂正審判)

第二百二十六条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする^{こと}。

2 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決(請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決)が確定するまでの間は、請求することができない。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

三 五 (略)

2・3 (略)

(訂正審判)

第二百二十六条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明りようでない記載の釈明

(新設)

2 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内(当該事件について第八十一条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定による審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。)は、この限りでない。

(新設)

項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならぬ。

- 4 願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て（前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て）について行わなければならない。
- 5 8 (略)

(審判請求の方式)
第三百三十一条 (略)

- 2 (略)
- 3 訂正審判を請求する場合における第一項第三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものでなければならない。
- 4 (略)

(審判請求書の補正)

第三百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(新設)

- 3 6 (略)

(審判請求の方式)
第三百三十一条 (略)

- 2 (略)
- (新設)
- 3 (略)

(審判請求書の補正)

第三百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたときは、この限りでない。

一 特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき。

二 次項の規定による審判長の許可があつたものであるとき。

三 第三百三十三条第一項(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じられた事項についてされるとき。

2
4 (略)

(特許無効審判における訂正の請求)

第三百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条、第五百三十三条第二項又は第六百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

2 | 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

3 | 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項がある

(新設)

(新設)

(新設)

2
4 (略)

(特許無効審判における訂正の請求)

第三百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項又は第五百三十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明りようでない記載の釈明

(新設)

(新設)

(新設)

ときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならぬ。

4| 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

5| 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第百二十六条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6| (略)

7| 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の四第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8| 第百五十五条第三項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

2| 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

3| 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第百二十六条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

4| (略)

(新設)

(新設)

9 | 第二百二十六条第四項から第八項まで、第二百二十七条、第二百一十八條、第三百三十一条第一項、第三項及び第四項、第三百三十一条の二第一項、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第三百三十三條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第七項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決があつた場合における訂正の請求)

第三百三十四條の三 審判長は、特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

(削る)

(削る)

5 | 第二百二十六条第三項から第六項まで、第二百二十七条、第二百一十八條、第三百三十一条第一項及び第三項、第三百三十一条の二第一項並びに第三百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第五項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第三百三十四條の三 審判長は、特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

2 | 審判長は、第八十一条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。ただし、当該事件について第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に請求された訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

3 | 特許無効審判の被請求人は、第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判を請求した場合において、前二項の

(削る)

(削る)

(審判の請求の取下げ)

第百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 | 請求項ごとく又は一群の請求項ごとく訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない。

(審理の終結の通知)

規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を援用することができる。

4 | 第百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5 | 第百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その訂正審判の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

(審判の請求の取下げ)

第百五十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(審理の終結の通知)

第百五十六条 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第百六十四条の二第一項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第二項の規定により指定した期間内に被請求人が第百三十四条の二第一項の訂正の請求若しくは第十七条の四第一項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

3 審判長は、必要があるときは、前二項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。

4 審決は、第一項又は第二項の規定による通知を發した日から二十日以内になければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(特許無効審判における特則)

第百六十四条の二 審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

2 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

第百五十六条 審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(新設)

2 審判長は、必要があるときは、前項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。

3 審決は、第一項の規定による通知を發した日から二十日以内になければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(新設)

3 第百五十七条第二項の規定は、第一項の審決の予告に準用する。

(訂正審判における特則)

第百六十五条 審判長は、訂正審判の請求が第百二十六条第一項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第五項から第七項までの規定に適合しないときは、請求人によるその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

(審決の効力)

第百六十七条 特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(審決の確定範囲)

第百六十七条の二 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

- 一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
- 二 一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
- 三 請求項ごとに審判の請求がされた場合であつて、第一号に掲げる場合以外の場合 当該請求項ごと

(訂正審判における特則)

第百六十五条 審判長は、訂正審判の請求が第百二十六条第一項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第三項から第五項までの規定に適合しないときは、請求人によるその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

(審決の効力)

第百六十七条 何人も、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(新設)

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百四十七條まで、第五百十條から第五十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條から第六十條まで、第六十七條の二本文、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第五十二條まで、第五百五十四條、第五百五十五條第一項から第三項まで、第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條、第五百六十七條から第六十八條まで、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三百一十一條第一項及び第四項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百四十七條まで、第五百十條から第五十二條まで、第五百五十五條第一項及び第四項、第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條、第五百六十五條、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百四十七條まで、第五百十條から第五十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條から第六十條まで、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第五十二條まで、第五百五十四條から第五十七條まで、第五百六十七條、第六十八條、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三百一十一條第一項及び第三項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百四十七條まで、第五百十條から第五十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條、第五百五十七條、第六十五條、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、訂正審判の確定審決に対する再審に準用する。

、訂正審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第七十八條 審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書又は第三百二十四條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2 6 (略)

(出訴の通知等)

第八十條 裁判所は、前条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

2 裁判所は、前項の場合において、訴えが請求項ごとに請求された特許無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の審決に対するものであるときは、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を特許庁長官に送付しなければならない。

(審決又は決定の取消し)

第八十一條 (略)

(削る)

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第七十八條 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2 6 (略)

(出訴の通知)

第八十條 裁判所は、前条ただし書に規定する訴の提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

(新設)

(審決又は決定の取消し)

第八十一條 (略)

2 裁判所は、特許無効審判の審決に対する第七十八條第一項の訴えの提起があつた場合において、特許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求し、又は請求しようとしていることにより、当該特許を無効にすることについて特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると認めるときは、事件を審判官に差し戻すため、決定をもつて、

(削る)

(削る)

2| 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならぬ。この場合において、審決の取消しの判決が、第三百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならぬ。

(裁判の正本等の送付)

第八十二条 裁判所は、第七十九条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

- 一 裁判により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本
- 二 裁判によらないで訴訟手続が完結した場合 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第八十四条の四 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という。)の出願人は、条約第二条(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第一項に規定する国際出願日(以

当該審決を取り消すことができる。

3| 裁判所は、前項の規定による決定をするときは、当事者の意見を聴かなければならぬ。

4| 第二項の決定は、審判官その他の第三者に対しても効力を有する。

5| 審判官は、第一項の規定による審決若しくは決定の取消しの判決又は第二項の規定による審決の取消しの決定が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。

(裁判の正本の送付)

第八十二条 裁判所は、第七十九条ただし書に規定する訴えについて訴訟手続が完結したときは、遅滞なく、特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない。

(新設)

(新設)

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第八十四条の四 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という。)の出願人は、条約第二条(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第一項に規定する国際出願日(以

下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2
（略）

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。）内には第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6・7
（略）

下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2
（略）

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。）内には第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

（新設）

（新設）

4・5
（略）

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第百八十四条の六 (略)

2 (略)

3 第百八十四条の四第二項又は第六項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項又は第四項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間(同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。)の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては出願審査の請求の後、第百八十四条の四第四項の規定により明細書等翻訳文が提出された外国語特許出願については当該明細書等翻訳文の提出の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 四 (略)

五 第百八十四条の四第一項に規定する明細書及び図面の中の

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第百八十四条の六 (略)

2 (略)

3 第百八十四条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間(第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。)の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされているものについては、出願審査の請求の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 四 (略)

五 第百八十四条の四第一項に規定する明細書及び図面の中の

説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文（同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあっては、当該翻訳文）及び同条第六項に規定する翻訳文に記載した事項、図面（図面の中の説明を除く。）の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項（特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）

六・七（略）

3}7（略）

（在外者の特許管理人の特例）

第百八十四条の十一（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する者が、特許管理人により第百八十四条の第四項の規定による手続をしたときは、前二項の規定は、適用しない。

（補正の特例）

第百八十四条の十二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正（第百八十四条の七第二項及び第百八

説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文（同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあっては、当該翻訳文）及び同条第四項に規定する翻訳文に記載した事項、図面（図面の中の説明を除く。）の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項（特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）

六・七（略）

3}7（略）

（在外者の特許管理人の特例）

第百八十四条の十一（略）

2・3（略）

（新設）

第百八十四条の十二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正（第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八

（補正の特例）

十四条の八第二項に規定する補正を除く。)をすることができない。

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第八十八条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)」。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。)とあるのは「第八十八条の四第一項の国際出願日(以下この項において「国際出願日」という。)(における第八十八条の三第二項の国際特許出願(以下この項において「国際特許出願」という。)(の明細書若しくは図面(図面の中の説明に限る。)(の第八十八条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の翻訳文(同条第二項又は第六項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面の中の説明を除く。)(以下この項において「翻訳文等」という。)(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の

第二項に規定する補正を除く。)をすることができない。

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第八十八条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)」。以下この項において「国際出願日」という。)(における第八十八条の三第二項の国際特許出願(以下この項において「国際特許出願」という。)(の明細書若しくは図面(図面の中の説明に限る。)(の第八十八条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の翻訳文(同条第二項又は第四項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面の中の説明を除く。)(以下この項において「翻訳文等」という。)(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)」とする。

明細書、特許請求の範囲若しくは図面」とする。

3 (略)

(特許原簿への登録の特例)

第八十四条の十二の二 日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項又は第四項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権の登録を受けることができる。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第八十四条の十四 第三十条第二項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が第三十条第二項の規定の適用を受けようとする発明であることを証明する書面を、同条第三項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第八十四条の十五 (略)

2・3 (略)

3 (略)

(特許原簿への登録の特例)

第八十四条の十二の二 日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることができない。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第八十四条の十四 第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第八十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第百八十四条の十六 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第四項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第百八十四条の十六 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同

法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（出願審査の請求の時期の制限）

第八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第八十四条の四第一項又は第四項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間（第八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）の経過後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

（訂正の特例）

第八十四条の十九 外国語特許出願に係る第三十四条の二第二項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第一百二十六条第五項中「外国語書面出願」とあるのは「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（出願審査の請求の時期の制限）

第八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間（第八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）の経過後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

（訂正の特例）

第八十四条の十九 外国語特許出願に係る第三十四条の二第二項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第一百二十六条第三項中「外国語書面出願」とあるのは「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百一十一条第一項第二号、第二百二十三条第三項、第二百五条、第二百二十六条第八項(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、第二百二十八条(第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)、第三百二十二条第一項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第七十五条、第七十六条若しくは第九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 五 (略)

2 (略)

(削る)

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第五項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百一十一条第一項第二号、第二百二十三条第三項、第二百五条、第二百二十六条第六項(第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第三百二十二条第一項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第七十五条、第七十六条若しくは第九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付(第三項において「証明等」という。)を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 五 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項ただし書に規定する場合のほか、同項本文の請求に係る特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テ

3・4 (略)

(手数料)

第百九十五条 (略)

2・8 (略)

9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の際本の送達の際のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第六項の規定による命令

二・四 (略)

10・12 (略)

(出願審査の請求の手数料の減免)

ープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分についての証明等は行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4・5 (略)

(手数料)

第百九十五条 (略)

2・8 (略)

9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の際本の送達の際のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第七項の規定による命令

二・四 (略)

10・12 (略)

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(削る)
(削る)

(行政不服審査法による不服申立ての制限)
第百九十五条の四 査定又は審決及び審判若しくは再審の請求書又は第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

別表(第百九十五条関係)

一〇十二(略)	納付しなければならない者	金額

第百九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その発明の発明者又はその相続人
- 二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(行政不服審査法による不服申立ての制限)
第百九十五条の四 査定又は審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

別表(第百九十五条関係)

一〇十二(略)	納付しなければならない者	金額

十四 (略)	十三 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額

十四 (略)	十三 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者(その訂正の請求をすることにより、第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。)	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額

改正案

（仮通常実施権）

第四条の二 実用新案登録を受ける権利を有する者は、その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権について、その実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2| 前項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について実用新案権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その実用新案権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3| 特許法第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項から第六項まで及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項」とあるのは、「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、実用新案法第十条第一項」と、同条第九項中「第四十六条第二項」とあるのは、「実用新案法第十条第二項」と読み替えるものとする。

（先願）

現行

（新設）

（先願）

第七条 (略)

2 5 (略)

(削る)

6 | (略)

(实用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 实用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その实用新案登録出願に係る考案について、その者が实用新案登録又は特許を受ける権利を有する实用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、实用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その实用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う实用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、实用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項

第七条 (略)

2 5 (略)

6 | 考案者又は発明者でない者であつて实用新案登録を受ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした实用新案登録出願又は特許出願は、第一項から第三項までの規定の適用については、实用新案登録出願又は特許出願でないものとみなす。

7 | (略)

(实用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 实用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その实用新案登録出願に係る考案について、その者が实用新案登録又は特許を受ける権利を有する实用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、实用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その实用新案登録出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

一 五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う实用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、实用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項

の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項及び第二項、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六條、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(出願の変更)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新

の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六條、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(出願の変更)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新

案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第三項及び第四十三条第一項（次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

4～7（略）

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第一項及び第二項（次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

10（略）

（特許法の準用）

第十一条（略）

2 特許法第三十三條並びに第三十四條第一項、第二項及び第四

案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第四項及び第四十三条第一項（次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

4～7（略）

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第一項及び第二項（次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

10（略）

（特許法の準用）

第十一条（略）

2 特許法第三十三條第一項から第三項まで並びに第三十四條第

項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの（以下「実用新案技術評価」という。）を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 7 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 (略)

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

3 6 (略)

7 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするもの限り、願書に添付した明細書、実用新

一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定に係るもの（以下「実用新案技術評価」という。）を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 7 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 (略)

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一・二 (略)

三 明りようでない記載の釈明

(新設)

3 6 (略)

7 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするもの限り、願書に添付した明細書、実用新

案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。

8
13 （略）

（実用新案権の移転の特例）

第十七条の二 実用新案登録が第三十七条第一項第二号に規定する要件に該当するとき（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第三十七条第一項第五号に規定する要件に該当するときは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その実用新案権者に対し、当該実用新案権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、その実用新案権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

3 共有に係る実用新案権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第二十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

（通常実施権）

案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。

8
13 （略）

（新設）

（通常実施権）

第十九条 (略)

2 (略)

3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(通常実施権の対抗力)の規定は、通常実施権に準用する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第百二十三条第一項の特許無効審判(以下この項において単に「特許無効審判」という。)の請求の登録前に、特許が同条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

2 (略)

(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第二十二條 (略)

第十九条 (略)

2 (略)

3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第百二十三条第一項の特許無効審判(以下この項において単に「特許無効審判」という。)の請求の登録前に、特許が同項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第二十二條 (略)

2 } 6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手續等）の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第二十三条 (略)

2 (略)

3 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手續等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（質権）

第二十五条 (略)

2・3 (略)

（削る）

（特許法の準用）

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九条（先使用による通常実施権）、第七十九条の二（特許権の移転の登録前の実施による通常実施権）、第八十一条、第八十二条（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九

2 } 6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手續等）の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第二十三条 (略)

2 (略)

3 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手續等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（質権）

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

（特許法の準用）

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九条（先使用による通常実施権）、第八十一条、第八十二条（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権

十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。

（実用新案権者等の責任）

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2 （略）

（特許法の準用）

第三十条 特許法第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合にお

に準用する。

（実用新案権者等の責任）

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第七項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2 （略）

（特許法の準用）

第三十条 特許法第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

いて、同法第一百四条の四中「次に掲げる審決が確定した」とあるのは、「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該審決が確定した」とあるのは、「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 (略)

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 (略)

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができない期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 (略)

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 (略)

二 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第六項又は第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合には、第十七条の二第一項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）。

三・四（略）

五 その実用新案登録がその考案について実用新案登録を受ける権利を有しない者の実用新案登録出願に対してされたとき（第十七条の二第一項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）。

六・七（略）

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第二号に該当すること（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第五号に該当することを理由とするものは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

3・4（略）

（特許法の準用）

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十二条から第二百二十三

二 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第七項又は第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき。

三・四（略）

五 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

六・七（略）

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第二号に該当すること（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第五号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3・4（略）

（特許法の準用）

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十二条から第二百二十三

条の二まで、第三百二十五条から第五百五十四条まで、第五百五十六条第一項、第三項及び第四項、第五百五十七条、第六百六十七條、第六百六十七條の二、第六百六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第五百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは、「事件が」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第四十五條 特許法第七十三條(再審の請求期間)、第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)並びに第七十六條(再審の請求登録前の実施による通常実施権)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「第三百十一條第一項、第三百十一條の二第一項本文」とあるのは、「実用新案法第三十八條第一項、同法第三十八條の二第二項本文」と、「第三百三十四條第一項、第三項及び第四項」とあるのは、「同法第三十九條第一項、第三項及び第四項」と、「から第六十八條まで」とあるのは、「第六十七條の二、同法第四十條」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審決等に対する訴え)

第四十七條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條の二まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決

条の二まで、第三百二十五条から第五百五十四条まで、第五百五十六条、第五百五十七条、第六百六十七條、第六百六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、審判に準用する。

(特許法の準用)

第四十五條 特許法第七十三條(再審の請求期間)、第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)並びに第七十六條(再審の請求登録前の実施による通常実施権)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「第三百十一條第一項、第三百十一條の二第一項本文」とあるのは、「実用新案法第三十八條第一項、第三十八條の二第二項本文」と、「第三百三十四條第一項、第三項及び第四項」とあるのは、「第三十九條第一項、第三項及び第四項」と、「第六十八條」とあるのは、「同法第四十條」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審決等に対する訴え)

第四十七條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七十九條から第八十條の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第八十一條

定の取消し、裁判の正本等の送付及び合議体の構成)の規定は、前項の訴えに準用する。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願(以下「外国語実用新案登録出願」という。)の出願人は、条約第二条(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 (略)

3 国内書面提出期間(第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。)内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文(以下「明細書等翻訳文」という。)の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用

第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)、第百八十二条(裁判の正本の送付)並びに第百八十二条の二(合議体の構成)の規定は、前項の訴えに準用する。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願(以下「外国語実用新案登録出願」という。)の出願人は、条約第二条(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 (略)

3 国内書面提出期間(第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。)内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

(新設)

新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等
翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由
があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書
面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第
一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出する
ことができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が
満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6・7 (略)

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六 (略)

2 (略)

3 第四十八条の四第二項又は第六項の規定により条約第十九条
(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場
合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻
訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した実用
新案登録請求の範囲とみなす。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法
第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第
八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用につ
いては、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明

(新設)

4・5 (略)

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四十八条の六 (略)

2 (略)

3 第四十八条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条
(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場
合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻
訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した実用
新案登録請求の範囲とみなす。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法
第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第
八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用につ
いては、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明

細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第六項若しくは特許法第八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第四十八条の十一 特許法第八十四条の三第一項又は第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第八十四条の五第一項、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第八十四条の五第一項の規定による手続きをし、かつ、同法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同

細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第四項若しくは特許法第八十四条の四第四項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第四十八条の十一 特許法第八十四条の三第一項又は第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第八十四条の五第一項、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第八十四条の五第一項の規定による手続きをし、かつ、同法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決

項に規定する決定の後)でなければすることができない。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時に」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十三 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 実用新案権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

定の後)でなければすることができない。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時に」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第四項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十三 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録、第十四条の二第一項の訂正又は第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。

2 5 (略)

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録又は第十四条の二第一項の訂正があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるもの」が、「仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるもの」があるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

2 5 (略)

改正案	現行
<p>（意匠の新規性の喪失の例外） 第四条（略）</p> <p>2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（仮通常実施権） 第五条の二 意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。</p> <p>2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。</p>	<p>（意匠の新規性の喪失の例外） 第四条（略）</p> <p>2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（新設）</p>

3 | 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十二条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「第四十六条第一項」とあるのは「意匠法第十三条第二項」と、同条第九項中「意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、意匠法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

（先願）

第九条（略）

2・3（略）

（削る）

4 | 5 |
（略）

（関連意匠）

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）について、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願に

（先願）

第九条（略）

2・3（略）

4 | 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5 | 6 |
（略）

（関連意匠）

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）について、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による

あつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2) 4 (略)

(出願の変更)

第十三条 (略)

2) 4 (略)

5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

6 (略)

(特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例)

優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2) 4 (略)

(出願の変更)

第十三条 (略)

2) 4 (略)

5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

6 (略)

(特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例)

第十三条の二 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければできない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければできない。

（特許法の準用）
第十五条（略）

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を

第十三条の二 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければできない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければできない。

（特許法の準用）
第十五条（略）

2 特許法第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）

受ける権利に準用する。

3 (略)

(拒絶の査定)

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

- 一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項から第三項まで、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する同法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二・三 (略)

四 その意匠登録出願人がその意匠について意匠登録を受ける権利を有していないとき。

(意匠権の移転の特例)

第二十六条の二 意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当するとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)(又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3 (略)

(拒絶の査定)

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

- 一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項から第三項まで、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二・三 (略)

四 その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

(新設)

- 2 本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が第四十九条の規定により初めから存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。
- 3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。
- 4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

(通常実施権)

第二十八条 (略)

2 (略)

- 3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(通常実施権の対抗力)の規定は、通常実施権に準用する。

(意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第二十九条の三 第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該

(通常実施権)

第二十八条 (略)

2 (略)

- 3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。この場合において、同条第二項中「第七十九条」とあるのは、「意匠法第二十九条若しくは第二十九条の二」と読み替えるものとする。

(新設)

当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

2| 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二（略）

三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者

2
（略）

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二（略）

三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2
（略）

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2・3 (略)

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 (略)

2・6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(質権)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

(削る)

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2・3 (略)

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 (略)

2・6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(質権)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第百四条の二から第百五条の六まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第百六条(信用回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 (略)

二 第四年から第二十年まで 毎年一万六千九百円

(削る)

2~5 (略)

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第百四条の二から第百五条の六まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第百六条(信用回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 (略)

二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円

三 第十一年から第二十年まで 毎年三万三千八百円

2~5 (略)

(登録料の追納による意匠権の回復)

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 (略)

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

- 一 その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する同法第二十五条の規定に違反してされたとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)
- 二 (略)
- 三 その意匠登録がその意匠について意匠登録を受ける権利を有しない者の意匠登録出願に対してされたとき(第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)

四 (略)

2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)(又は前項第三号に該当することを理由とするものは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受

できる。

2 (略)

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

- 一 その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 (略)

三 その意匠登録が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠登録を受ける権利を承継しないものの意匠登録出願に対してされたとき。

四 (略)

2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)(又は前項第三号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。)

ける権利を有する者に限り請求することができる。

3・4 (略)

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十一条の二(第一項第三号及び第二項第一号を除く。)から第三百三十四条まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第三百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第五十八条 (略)

2 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条、第三百六十七条の二本文、第三百六十八条

3・4 (略)

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十一条の二(第二項第一号を除く。)から第三百三十四条まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)

第五十八条 (略)

2 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条、第三百六十八条、第三百六十九条第三項から第六項まで並びに第三百七十条の規

、第六百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第三百一十一条第一項、第三百一十一条の二第一項本文、第三百二十二条第三項及び第四項、第三百二十三条、第三百三十二条の二、第三百三十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百六十七條の二本文、第三百六十八条、第三百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第五十九条 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七十九條(被告適格)、第八十条第一項(出訴の通知等)及び第八十条の二から第八十二条まで(審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中「訴えに係る請求項を特定するために必要な」とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。

定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第三百一十一条第一項、第三百一十一条の二第一項本文、第三百二十二条第三項及び第四項、第三百二十三条、第三百三十二条の二、第三百三十四条第四項、第三百三十五条から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百六十八条、第三百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第三百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 (略)

(審決等に対する訴え)

第五十九条 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七十九條から第八十条の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第八十二条(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

<p>(意匠原簿への登録)</p> <p>第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限</p> <p>三 意匠権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意匠登録証の交付)</p> <p>第六十二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録又は第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(意匠原簿への登録)</p> <p>第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限</p> <p>三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意匠登録証の交付)</p> <p>第六十二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十五）</p> <p>（商標登録を受けることができない商標）</p> <p>第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> <p>十〜十二 （略）</p> <p>十三 削除</p>	<p>目次</p> <p>第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十四）</p> <p>（商標登録を受けることができない商標）</p> <p>第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> <p>十〜十二 （略）</p> <p>十三 商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなければならぬものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは</p>

十四、十九 (略)

2・3 (略)

(削る)

(出願時の特例)

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいづれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

2 (略)

役務について使用をするもの

十四、十九 (略)

2・3 (略)

4 第五十三条の二の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によつて取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は、適用しない。

(出願時の特例)

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいづれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

2 (略)

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条の二 (略)

2~4 (略)

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第四百四条の三第一項及び第二項、第一百五條、第一百五條の二、第一百五條の四から第一百五條の六まで及び第六條、第五十六條第一項において準用する同法第六十八條第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九條及び第七百二十四條（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その申請をすることができる。

2 (略)

(通常使用権)

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条の二 (略)

2~4 (略)

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第四百四条の三から第一百五條の二まで、第一百五條の四から第一百五條の六まで及び第六條、第五十六條第一項において準用する特許法第六十八條第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九條及び第七百二十四條（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、その責めに帰することができない理由により同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その申請をすることができる。

2 (略)

(通常使用権)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4| 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取り得た者に対しても、その効力を生ずる。

5| 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分
の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

6| 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十四条第二項(質権の設定)及び第九十七条第三項(放棄)の規定は、通常使用権に準用する。

(団体構成員等の権利)

第三十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者が第四十六条第一

第三十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

4| 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十四条第二項(質権の設定)、第九十七条第三項(放棄)並びに第九十九条第一項及び第三項(登録の効果)の規定は、通常使用権に準用する。

(団体構成員等の権利)

第三十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審

項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号のいずれかに該当することを知らないで日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者

2・3 (略)

第三十三条の三 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でされない場合に限る。

判の請求の登録前に商標登録が同項各号の一に該当することを知らないで日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者

2・3 (略)

第三十三条の三 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正

2・3 (略)

(質権)

第三十四条 (略)

2 通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は
処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができ
ない。

3・4 (略)

(削る)

(主張の制限)

第三十八条の二 商標権若しくは専用使用権の侵害又は第十三条
の二第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。

一)に規定する金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定し
た後に、次に掲げる審決又は決定が確定したときは、当該訴訟
の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え(当
該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償
の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命
令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目
的とする訴えを含む。)においては、当該審決又は決定が確定
したことを主張することができない。

一 当該商標登録を無効にすべき旨の審決

二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定

競争の目的でされない場合に限る。

2・3 (略)

(質権)

第三十四条 (略)

(新設)

2・3 (略)

4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常使用
権を目的とする質権に準用する。

(新設)

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第百三条(過失の推定)、第百四条の二(具体的態様の明示義務)、第百四条の三第一項及び第二項(特許権者等の権利行使の制限)、第百五条から第百五条の六まで(書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)並びに第百六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

(決定の確定範囲)

第四十三条の十四 登録異議の申立てについての決定は、登録異議申立事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てられた登録異議の申立てについての決定は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

(審判の規定の準用)

第四十三条の十五 (略)

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十六条第一項において準用する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 (略)

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第百三条(過失の推定)、第百四条の二から第百五条の六まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)及び第百六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

(新設)

(審判の規定の準用)

第四十三条の十四 (略)

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 (略)

(審決の確定範囲)

第五十五条の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六条第一項の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項(第二号及び第三号を除く。)、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条、第三百六十七条並びに第三百六十八条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは、「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四百四十五条第一項及び第四百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一

(新設)

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき」とあるのは、「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四百四十五条第一項及び第四百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又

項又は第五十三條の二の審判」と、同法第三百二十九條第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第五百十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第六十一條中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と、同法第六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十條の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十五まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項、第三百五十四條、第三百五十五條第一項並びに第三百五十六條第一項、第三項及び第四項並びに第五十六條第二項において準用する同法第一百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 第五十五條の二及び第五十五條の三の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第五十五條の三及び第五十六條の二の規定は、第四十五條第

は第五十三條の二の審判」と、同法第三百二十九條第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第六十一條中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と、同法第六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十條の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項、第三百五十四條、第三百五十五條第一項及び第三百五十六條並びに第五十六條第二項において準用する同法第一百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 第五十五條の二の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第五十六條の二の規定は、第四十五條第一項の審判の確定審

一 項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 | 第五十五条の三の規定は、第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第七十四条第二項中「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは「第六十七條、第六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第六十二条 意匠法第五十八条第二項(審判の規定の準用)の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八条第二項中「第六十七條の二本文、第六十八條」とあるのは、「第六十八條」と読み替えるものとする。

2 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法

決に対する再審に準用する。

(新設)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第七十四条第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第六十二条 意匠法第五十八条第二項(審判の規定の準用)の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十八条第三項中「第百六十七條の二本文、第百六十八條」
とあるのは、「第百六十八條」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第百七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九條から第百八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十八條第二項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第百七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項若しくは第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五條の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第百七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第百七十九條から第百八十條の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第百八十一條第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二條(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十八條第二項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第百七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項若しくは第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五條の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、その責めに帰することができない理由により前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

4 (略)

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条、第三十八条の二、第三十九条において準用する特許法第百四条の三第一項及び第二項並びに第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

附則

(書換登録の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

4 (略)

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

附則

(書換登録の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその申請をすることができなときは、同項の規定にかかわらず、その理由のなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第十六条 (略)

2 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、附則第十七条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

(審判の規定の準用)

第十六条の二 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判に準用する。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項(第二号及び第三号を除く。)、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十七條並びに第六十八條から第七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七

(拒絶査定に対する審判における特則)

第十六条 (略)

2 附則第八条の規定は、附則第十三条において準用する第四十条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

(新設)

(特許法の準用)

第十七条 特許法第三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第六十条第一項及び第二項、第六十一条並びに第六十七條から第七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由について」とあるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七条第一項において準用す

条第一項において準用する特許法第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第百三十二条第一項及び第百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と、同法第百六十八条第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第十九条 (略)

2 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第二十条 特許法第百七十三条(再審の請求期間)並びに第百七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第

る特許法第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされる」と、同法第百三十二条第一項及び第百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と、同法第百六十八条第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(新設)

(特許法の準用)

第二十条 特許法第百七十三条(再審の請求期間)並びに第百七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第

二項中「第百六十七條から第百六十八條まで」とあるのは「第百六十七條、第百六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第二十一條 意匠法第五十八條第二項(審判の規定の準用)の規定は、附則第十三條において準用する第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八條第二項中「第百六十七條の二本文、第百六十八條」とあるのは、「第百六十八條」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第百七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九條から第百八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第二十一條 意匠法第五十八條第二項(審判の規定の準用)の規定は、附則第十三條において準用する第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第百七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)、第百七十九條から第百八十二條まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第百八十一條第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二條(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（取り下げられたものとみなす旨の決定）</p> <p>第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）第三項又は第四項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（国際調査報告）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、<u>七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>（国際予備審査報告）</p>	<p>（取り下げられたものとみなす旨の決定）</p> <p>第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十八条第一項第一号若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。</p> <p>三 （略）</p> <p>（国際調査報告）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、<u>実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>（国際予備審査報告）</p>

第十二条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は二万円に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 (略)

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)又は第四項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

(手数料)

第十八条 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

第十二条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 (略)

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者

三 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定

(削る)

2| 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者	一件につき十一万円
二	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき一万三千元
三	国際予備審査の請求をする者	一件につき三万六千元

3| 前項の表二の項の中欄に掲げる者は、前項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の同表二の項に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

4| 第二項の表の中欄に掲げる者は、前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の国際事務局（条約第二條(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。）に対する手数料を納付しなければならない。

5| 特許法第九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十

による請求をする者

四| 国際予備審査の請求をする者
(新設)

2| 前項第二号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の同号に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

3| 第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる者は、前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める金額の国際事務局（条約第二條(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。）に対する手数料を納付しなければならない。

4| 特許法第九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十

一項及び第十二項の規定は、第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

一項及び第十二項の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>4（略）</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化</p> <p>第一節 事業活動の計画（第五条 第十三条）</p> <p>第二節 設備導入の計画（第十四条 第十七条）</p> <p>第三節 特例措置等（第十八条 第三十条）</p> <p>第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第三十条の二 第三十条の七）</p> <p>第二節 設立（第三十条の八 第三十条の十三）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第三十条の十四・第三十条の十五）</p> <p>第二款 産業革新委員会（第三十条の十六 第三十条の二十一）</p> <p>第三款 定款の変更（第三十条の二十二）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第三十条の二十三）</p> <p>第二款 支援基準（第三十条の二十四）</p> <p>第三款 業務の実施（第三十条の二十五 第三十条の二十七）</p> <p>第五節 国の援助等（第三十条の二十八）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化</p> <p>第一節 事業活動の計画（第五条 第十三条）</p> <p>第二節 設備導入の計画（第十四条 第十七条）</p> <p>第三節 特例措置等（第十八条 第三十条）</p> <p>第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第三十条の二 第三十条の七）</p> <p>第二節 設立（第三十条の八 第三十条の十三）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 取締役等（第三十条の十四・第三十条の十五）</p> <p>第二款 産業革新委員会（第三十条の十六 第三十条の二十一）</p> <p>第三款 定款の変更（第三十条の二十二）</p> <p>第四節 業務</p> <p>第一款 業務の範囲（第三十条の二十三）</p> <p>第二款 支援基準（第三十条の二十四）</p> <p>第三款 業務の実施（第三十条の二十五 第三十条の二十七）</p> <p>第五節 国の援助等（第三十条の二十八）</p>

第六節 財務及び会計（第三十条の二十九 第三十条の三十
二）

第七節 監督（第三十条の三十二 第三十条の三十四）

第八節 解散等（第三十条の三十五・第三十条の三十六）

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業経営資源活用の円滑化（第三十一
条 第三十九条）

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第三十九条の二
第三十九条の六）

第三節 中小企業再生支援体制の整備（第四十条 第四十七
条）

第四章 事業再生の円滑化（第四十八条 第五十四条）

第五章 事業活動における知的財産権の活用（第五十五条 第
七十一条）

第六章 雑則（第七十二条 第七十七条）

第七章 罰則（第七十八条 第八十五条）

附則

（定義）

第二条（略）

2 } 25（略）

（削る）

第六節 財務及び会計（第三十条の二十九 第三十条の三十
二）

第七節 監督（第三十条の三十二 第三十条の三十四）

第八節 解散等（第三十条の三十五・第三十条の三十六）

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業経営資源活用の円滑化（第三十一
条 第三十九条）

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第三十九条の二
第三十九条の六）

第三節 中小企業再生支援体制の整備（第四十条 第四十七
条）

第四章 事業再生の円滑化（第四十八条 第五十四条）

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等（第五十五条 第五十七条）

第二節 特定通常実施権登録（第五十八条 第七十一条）

第六章 雑則（第七十二条 第七十七条）

第七章 罰則（第七十八条 第八十五条）

附則

（定義）

第二条（略）

2 } 25（略）

26] この法律において「特定通常実施権許諾契約」とは、法人で

ある特許権者、実用新案権者又は特許権若しくは実用新案権に
ついての専用実施権者が、他の法人に、その特許権、実用新案

(削る)

(運営)

第三十条の十九 (略)

278 (略)

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他

権又は専用実施権(特許権又は実用新案権についての専用実施権をいう。以下同じ。)(についての通常実施権(第六十三条第一項及び第二項第一号を除き、以下単に「通常実施権」という。)(を許諾することを内容とする書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十条の十九第九項及び第三十条の二十第二項第二号において同じ。)(で作成されているものを含む。以下この項において同じ。)(でされた契約であつて、当該書面に許諾の対象となる全ての特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号(特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第六十六条第三項第六号の特許番号をいう。以下同じ。)(又は実用新案登録番号(実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第十四条第三項第六号又は特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法第十四条第三項の登録番号をいう。以下同じ。)(が記載されているもの以外のものをいう。

27 この法律において「特定通常実施権登録簿」とは、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について、この法律の規定により登録すべき事項を記録する帳簿をいう。

(運営)

第三十条の十九 (略)

278 (略)

9 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合にお

人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 (略)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

(削る)

(特許料の特例)

第五十六条 特許庁長官は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。次条及び附則第四条において「承認事業者」という。）が同法第二条第一項の特定大学技術移転事業（次条及び附則第四条において「特定大学技術移転事業」という。）を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(削る)

ける当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 (略)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等

(特許料の特例)

第五十六条 特許庁長官は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。次条及び附則第四条において「承認事業者」という。）が同法第二条第一項の特定大学技術移転事業（次条及び附則第四条において「特定大学技術移転事業」という。）を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

第二節 特定通常実施権登録

第五十八条から第七十一条まで
削除

(通常実施権の對抗要件に関する特例)

第五十八条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第一項(実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。)の登録があつたものとみなす。

2 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権の全部の移転又は処分の制限につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第三項(実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。)の登録があつたものとみなす。

3 前二項の規定により登録をした場合における当該通常実施権については、特許法第六十七条の三第一項第二号、第八十四条、第八十七条第一項、第二百二十三条第四項及び第二百五条の二第一項第二号並びに実用新案法第二十一条第三項において準用する特許法第八十四条及び第八十七条第一項並びに実用新案法第三十七条第四項の規定は、適用しない。

(特定通常実施権登録)

第五十九条 特許庁に、特定通常実施権登録簿を備える。

2 特定通常実施権登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常実施権登録簿への

登録（以下「特定通常実施権登録」という。）は、特定通常実施権登録簿に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 登録の目的

二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの

五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲

六 申請の受付の年月日

七 登録の存続期間

八 登録番号

九 登録の年月日

4 前項第七号の存続期間は、十年を超えることができない。

（登録の申請）

第六十条 第五十八条第一項の登録は、特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者が申請しなければならない。

2 第五十八条第二項の特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部の移転の登録は、当該通常実施権を移転した者及び当該通常実施権の移転を受けた者が申請しなければならない。

(延長登録)

第六十一条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権許諾者」という。)及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権者」という。)は、特定通常実施権登録の存続期間を延長する登録を申請することができる。

2| 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

- 一| 当該特定通常実施権登録の存続期間を延長する旨
 - 二| 延長後の存続期間
 - 三| 申請の受付の年月日
 - 四| 登録の年月日
- 3| 前項第二号の存続期間は、十年を超えることができない。

(抹消登録)

第六十二条 特定通常実施権許諾者及び特定通常実施権者は、次に掲げる事由があるときは、特定通常実施権登録を抹消する登録を申請することができる。

- 一| 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が効力を生じないこと。
- 二| 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が取消し、解除その他の原因により効力を失つたこと。
- 三| 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部が消滅し

たこと。

2| 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一| 当該特定通常実施権登録を抹消する旨

二| 申請の受付の年月日

三| 登録の年月日

(登録対象外登録)

第六十三条 特定通常実施権者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権(当該特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権が他人に移転された場合における当該特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権を含む。)が、当該特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権登録の対象でないことの登録を申請することができる。

2| 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一| 特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権が、当該特定通常実施権登録の対象でない旨

二| 当該特定通常実施権登録の対象でない通常実施権に係る特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号又は実用新案登録番号

三| 申請の受付の年月日

四 登録の年月日

(登録事項証明書等の交付)

第六十四条 何人も、特許庁長官に対し、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもつて調製されているときは、当該磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写)又は当該事項を証明した書面(第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録簿について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を証明した書面(以下「登録事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時にあって、当該特定通常実施権登録簿の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録簿が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

一 特定通常実施権許諾者から特許権、実用新案権若しくは専

用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権を取得した者

二 前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権をその後取得した者

三 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者

四 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権を取得した者

五 前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

3 | 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に登録されている事項を証明した書面（以下「登録事項証明書」という。）又は登録事項概要証明書の交付を請求することができる。

一 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者

二 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

4 | 前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録において特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に対して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時に

において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

5| 前項の通知は、経済産業省令で定める事項を記載した確定日付のある証書による方法その他経済産業省令で定める方法によつてしなければならない。

6| 第四項の通知は、同項の特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に係る特定通常実施権登録簿に記録された本店又は主たる事務所の所在地にあてて発すれば足りる。

7| 第四項の通知は、その通知が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

8| 第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手續に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(行政手続法の適用除外)

第六十五条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六十六条 特定通常実施権登録簿については、行政機関の保有

する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外）

第六十七条 特定通常実施権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

（異議申立てと訴訟との関係）

第六十八条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（手数料の納付）

第六十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 第六十四条第一項の規定により閲覧又は謄写を請求する者
 - 二 開示事項証明書の交付を請求する者
 - 三 登録事項概要証明書の交付を請求する者
 - 四 登録事項証明書の交付を請求する者
- 2 前項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。
- 3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
- 4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経

過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第七十条 特許法第三条及び第五条第一項の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する手続についての期間に準用する。

2 特許法第七条、第八条、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第一項、第二十条並びに第二十五条の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による手続に準用する。この場合において、同法第十七条第三項第三号中「第百九十五条第一項から第三項まで」とあるのは、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第六十九条第一項」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第七十一条 この法律に規定するもののほか、特定通常実施権登録に関し必要な事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（特許料等の特例）</p> <p>第十七条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）<u>第一百七十条</u>の規定による<u>第一年から第十年</u>までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 学校教育法第一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）<u>第二条第三項</u>に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。）</p> <p>二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用</p>	<p>（特許料等の特例）</p> <p>第十七条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）<u>第一百七十条</u>の規定による<u>第一年から第三年</u>までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 その特許発明（職務発明）（特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に限る。）の発明者である<u>学校教育法第一条</u>に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）<u>第二条第三項</u>に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。）</p> <p>二 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合に</p>

機関法人

(削る)

三 試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。）

(削る)

四 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものを

において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

四 その特許発明が試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「試験研究独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

五 その特許発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

六 その特許発明が公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業

いう。)を設置する者

(削る)

五 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のもの)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。

(削る)

務を行うものをいう。以下この条において同じ。)の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「公設試験研究機関研究者」という。)がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

七 その特許発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者

八 その特許発明が試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のもの)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。以下この条において同じ。)の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「試験研究地方独立行政法人研究者」という。)がした職務発明である場合において、その試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

九 その特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

(削る)

(削る)

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が前項各号に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(削る)

(削る)

十 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該特許発明に係る特許を受ける権利が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この条及び附則第三条において「承認事業者」という。)に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

十一 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。)であつて、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明(職務発明に限る。)の発明者である大学等研究者

二 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該

(削る)

大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

(削る)

三 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

(削る)

四 その発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

(削る)

五 その発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

(削る)

六 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

七 その発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第十八条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件

八 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

九 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

十 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該発明に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

十一 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）であつて、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十八条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものと

に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(削る)

(削る)

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(削る)

(削る)

附則

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法

して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が従業者等(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等(同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

附則

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法

第一百七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第一百七十七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

一（三）（略）

四 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この号において「承認事業者」という。）が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（前三号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る。）であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの

2
（略）

第一百七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第一百七十七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第四項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

一（三）（略）

四 承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（前三号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る。）であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの

2
（略）

改正案	現行
<p>（特許料等の特例）</p> <p>第九条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</p>	<p>（特許料等の特例）</p> <p>第九条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 その特許発明の発明者</p> <p>二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等（以下「従業者等」という。）がした同項に規定する職務発明（以下「職務発明」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等</p> <p>2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</p>

（又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

（削る）

（削る）

（に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

改正案	現行
<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十七条第一項の規定により特許料を、同法第一百二十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十二条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第四十二条第一項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の規定により手数料</p>	<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十七条第一項の規定により特許料を、同法第一百二十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十二条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）第四十二条第一項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の規定により手数料を、工業所有</p>

料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第二百一条第三項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。

権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により手数料を、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第六十九条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第二百一条第三項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一～十二（略）		
	十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）		
(一) (略) (二) 専用実施権（仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において受けるも	(略)	(略)	
	専用実施権の件数	一件につき 一万五千元	

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一～十二（略）		
	十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含み、特定通常実施権の登録を除く。）		
(一) (略) (二) 専用実施権（仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。）又は通常実施権（仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権	(略)	(略)	
	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき 一万五千元	

十四 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む）		のを除く。）	
	(三)	特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
	(四)	専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	特許権又は専用実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数 一件につき千五百円
	イ	相続又は法人の合併による移転の登録	特許権又は専用実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数 一件につき千五百円
	ロ（略） （略） （略）		

十四 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む）		の設定の登録があつたことに伴い当該専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）	
	(三)	特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
	(四)	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数 一件につき千五百円
	イ	相続又は法人の合併による移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数 一件につき千五百円
	ロ（略） （略） （略）		

口 (略)	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	(一) (略) (二) 専用実施権の設定又は保存の登録 (三) 実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録 (四) 専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	(略)	(略)
			専用実施権の件数 九千円 債権金額 千分の四	一件につき 千五百円

口 (略)	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	(一) (略) (二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録 (三) 実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録 (四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転の登録	専用実施権又は通常実施権の件数 九千円 債権金額 千分の四	(略) (略)
			実用新案権 専用実施権又は通常実施権 (以下この号において「実用新案権等」という。) の件数	一件につき 千五百円

特定通常実施権の登録を除く。

	(削る)	(五) (七) (略)	(略)	(略)
--	------	-------------	-----	-----

	十四の二 特定通常実施権の登録	(五) (七) (略)	(略)	(略)
(一) 特定通常実施権（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十六条項（定義）に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。）の設定の登録	登録件数	一件につき 十五万円		
(二) 特定通常実施権の移転の登録	登録件数	一件につき 一万五千元		
イ 法人の合併による移転の登録	登録件数	一件につき 三万円		
ロ その他の原因による移転の登録	登録件数	一件につき 七万五千元		
(三) (一)に掲げる登録の存続期間を延長する登録	登録件数	千分の四		
(四) 特定通常実施権の処分の制限の登録	債権金額			
(五) (一)から(四)まで、(六)及び(七)に掲げる登録以外の登録	登録件数	一件につき 一万円		
(六) 登録の更正その他の政令で	登録件数	一件につき		

<p>十五 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 専用実施権の設定又は保存の登録</p> <p>(三) 意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>(略)</p> <p>専用実施権の件数</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき九千円</p>
		<p>意匠権又は専用実施権（以下この号において「意匠権等」という。）の件数</p>	<p>一件につき千五百円</p>

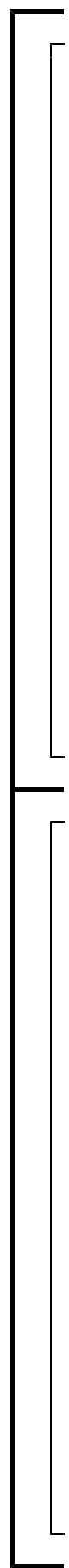
<p>十五 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録</p> <p>(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>登録の抹消</p>	<p>登録件数</p>	<p>千円</p>
		<p>意匠権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「意匠権等」という）の件数</p>	<p>一件につき千五百円</p>	<p>千円</p>

<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 (注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)又は第三十四条第一項(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十三条第二項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二条第三項(乗継円滑化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による乗継円滑化実施計画の認可</p>	<p>口 (略)</p> <p>(五) (七) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	
	<p>十六〇百二十四 (略)</p>			

<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 (注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)又は第三十四条第一項(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十三条第二項(道路運送法の特例)の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二条第三項(乗継円滑化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による乗継円滑化実施計画の認可</p>	<p>口 (略)</p> <p>(五) (七) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>。の件数</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	
	<p>十六〇百二十四 (略)</p>			

百二十五の二、百五十九（略）	(一)～(五)（略）	<p>定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項（特定事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）（第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可とみなす。</p>
	（略）	
	（略）	

百二十五の二、百五十九（略）	(一)～(五)（略）	<p>定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項（特定事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）（第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可とみなす。</p>
	（略）	
	（略）	



改正案	現行
<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（見込額の予納） 第十四条 特許法第七十一条の特許料若しくは同法第一百二十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納</p>	<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに特許法第八十六条第三項（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（見込額の予納） 第十四条 特許法第七十一条の特許料若しくは同法第一百二十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする</p>

付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額（以下単に「見込額」という。）を予納することができる。

2
4
（略）

者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額（以下単に「見込額」という。）を予納することができる。

2
4
（略）

商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
<p>附則 （施行後六月間にした商標登録出願についての先願の特例） 第四条（略）</p> <p>2 この法律の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願については、新法第四条第一項（第十一号に係る部分に限る。）及び第八条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則 （施行後六月間にした商標登録出願についての先願の特例） 第四条（略）</p> <p>2 この法律の施行の日から六月間にした役務に係る商標登録出願については、新法第四条第一項（第十一号及び第十三号に係る部分に限る。）及び第八条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（出願公開の効果等） 第十三条の三（略） 2・3（略） 4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二（訴訟手続の中止）、裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）<u>（第四百四条の二（具体的態様の明示義務）、第五百五条（書類の提出等）、第五百五条の二（損害計算のための鑑定）、第五百五条の四から第五百五条の七まで（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）及び第六十八条第三項から第六項まで（訴訟との関係）、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の特許法第四百四条の三及び第四百四条の四（特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限）並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有するものが当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をしたものを知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又八其法定代理人が損害及び加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出</u></p>	<p>（出願公開の効果等） 第十三条の三（略） 2・3（略） 4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二（訴訟手続の中止）、裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）<u>（第四百四条の二から第四百五条の二まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び損害計算のための鑑定）、第五百五条の四から第五百五条の七まで（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）及び第六十八条第三項から第六項まで（訴訟との関係）並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有するものが当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をしたものを知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又八其法定代理人が損害及び加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。</u></p>

願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（附則第十九条関係）

改正案

附則

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条（略）

2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七條の二 第二項	並びに第三十九條第三項	並びに第三十九條第七項 （第四十條の二第九項に おいて準用する場合を含む。）	第三十七條 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を	第三十七條 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて
--------------	-------------	--	---	---

現行

附則

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条（略）

2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七條の二 第二項	並びに第三十九條第三項	並びに第三十九條第五項 （第四十條の二第五項に おいて準用する場合を含む。）	第三十七條 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を	第三十七條 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて
--------------	-------------	--	---	---

請求することができる。
この場合において、
二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その実用新案登録が第三条、第二条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。
- 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その実用新案登録が第三条、第二条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。
- 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
- 二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しく

請求することができる。
この場合において、
二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その実用新案登録が第三条、第二条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。
- 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その実用新案登録が第三条、第二条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。
- 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
- 二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しく

は第五項から第七項まで（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受け権利を承継しないもの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、そ

は第三項から第五項まで（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受け権利を承継しないもの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、そ

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受け権利を承継しないもの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、そ

の實用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により實用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその實用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2| 前項の審判は、實用新案権の消滅後において

の實用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により實用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその實用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

3| 第一項の審判は、實用新案権の消滅後において

の實用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により實用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその實用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2| 前項の審判は、實用新案権の消滅後において

の實用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により實用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその實用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

3| 第一項の審判は、實用新案権の消滅後において

	<p>3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。</p>	<p>第三十九条から第四十条まで</p>
<p>4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。</p>	<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の積明</p> <p>四 他の請求項の記載</p>	<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の積明</p> <p>四 他の請求項の記載</p>
<p>3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。</p>	<p>4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。</p>	<p>第三十九条から第四十条まで</p> <p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の積明</p>
<p>(新設)</p> <p>三 明瞭でない記載の積明</p>	<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の積明</p>	<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の積明</p>

を引用する請求項の
記載を当該他の請求
項の記載を引用しな
いものとする。こと。

2 | 前項の審判は、第三
十七條第一項の審判が
特許庁に係属した時か
らその審決（請求項ご
とに請求がされた場合
にあつては、その全て
の審決）が確定するま
での間は、請求するこ
とができない。

2 | 前項の審判は、第三
十七條第一項の審判が
特許庁に係属した時か
らその審決が確定する
までの間は、請求する
ことができない。ただ
し、同項の審判の審決
に対する訴えの提起が
あつた日から起算して
九十日の期間内（当該
事件について第四十七
條第二項において準用
する特許法等の一部を
改正する法律（平成十
五年法律第四十七号）
第一條の規定による改
正後の特許法（以下「
平成十五年改正特許法
」という。）第百八十
一條第一項の規定によ
る審決の取消しの判決
又は同條第二項の規定

- 3| 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができ。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしななければならない。
- 4| 願書に添付した明細

による審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。）は、この限りでない。

（新設）

（新設）

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実	
6 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上	<p>5 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て（前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て）について行わなければならない。</p> <p>書のうち第五条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは</p>

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実	
4 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上	<p>3 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p>

<p>用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p>	<p>3 第一項第一号の場合 は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができ るものでなければなら ない。</p>	<p>4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後において、請求すること ができる。ただし、第 三十七条第一項の審判 により無効にされた後 は、この限りでない。</p>	<p>(訂正の無効の審判) 第四十条 願書に添附し た明細書又は図面の訂 正が前条第一項から第</p>
<p>実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p>	<p>7 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければなら ない。</p>	<p>8 第一項の審判は、実用新案権の消滅後において、請求すること ができる。ただし、第 三十七条第一項の審判 により無効にされた後 は、この限りでない。</p>	<p>(答弁書の提出等) 第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被</p>

<p>用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p>	<p>3 第一項第一号の場合 は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができ るものでなければなら ない。</p>	<p>4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後において、請求すること ができる。ただし、第 三十七条第一項の審判 により無効にされた後 は、この限りでない。</p>	<p>(訂正の無効の審判) 第四十条 願書に添附し た明細書又は図面の訂 正が前条第一項から第</p>
<p>実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p>	<p>5 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければなら ない。</p>	<p>6 第一項の審判は、実用新案権の消滅後において、請求すること ができる。ただし、第 三十七条第一項の審判 により無効にされた後 は、この限りでない。</p>	<p>(答弁書の提出等) 第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被</p>

三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成二十三年改正特許法」という。）（第三百一十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特

三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、第四十一条において準用する平成十五年改正特許法第百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

別の事情があるときは、この限りでない。

3| 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しななければならない。

4| 審判長は、審判に關し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準用する特許法第五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正

3| 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しななければならない。

4| 審判長は、審判に關し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準用する特許法第五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、

を請求することができ
る。ただし、その訂正
は、次に掲げる事項を
目的とするものに限る
。

一 実用新案登録請求
の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の
釈明

四 他の請求項の記載
を引用する請求項の
記載を当該他の請求
項の記載を引用しな
いものとする。

2 |

二以上の請求項に係
る願書に添付した明細
書のうち第五条第三項
第四号に掲げる事項の
訂正をする場合には、
請求項ごとに前項の訂
正の請求をすることが
できる。ただし、第三
十七条第一項又は第四
十八条の十二第一項の
審判が請求項ごとに請

その訂正は、次に掲げ
る事項を目的とするも
のに限る。

一 実用新案登録請求
の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りよつでない記
載の釈明

(新設)

(新設)

求された場合にあつては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなければならぬ。

3| 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならぬ。

4| 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならぬ。

5| 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又

(新設)

2| 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならぬ。

3| 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第三十九条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又

は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならぬ。

6| 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7| 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条

は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならぬ。

4| 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。
(新設)

第一項の補正をすることが
できる期間内に限り、
取り下げることができる。
この場合において、
第一項の訂正の請求を
第二項又は第三項の
規定により請求項ごと
に又は一群の請求項
ごとにしたときは、
その全ての請求を取り
下げなければならない。
°

8 |

第四十一条において
準用する平成二十三年
改正特許法第五十五
条第三項の規定により
第三十七条第一項又は
第四十八条の十二第一
項の審判の請求が請求
項ごとに取り下げられ
たときは、第一項の訂
正の請求は、当該請求
項ごとに取り下げられ
たものとみなし、第三
十七条第一項又は第四
十八条の十二第一項の

(新設)

審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

9| 第三十九条第四項から第八項まで、特許法第二百二十七条、第二百二十八条並びに第三百二十二条第三項及び第四項並びに平成二十三年改正特許法第三百一十一条第一項、第三項及び第四項、第三百一十一条第二項並びに第三百一十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第七項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項

5| 第三十九条第三項から第六項まで並びに特許法第二百二十七条、第二百二十八条、第三百二十一条並びに第三百二十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第五項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決があつた場合における訂正の請求)

第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第四十七条第二項において準用する平成二十三年改正特許法第八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対

対し、願書に添付した
明細書又は図面の訂正
を請求するための相当
の期間を指定すること
ができる。

(削る)

し、願書に添付した明
細書又は図面の訂正を
請求するための相当の
期間を指定することが
できる。

2

審判長は、第四十七
条第二項において準用
する平成十五年改正特
許法第百八十一条第二
項の規定による審決の
取消しの決定が確定し
、同条第五項の規定に
より審理を開始すると
きは、被請求人に対し
、願書に添付した明細
書又は図面の訂正を請
求するための相当の期
間を指定しなければな
らない。ただし、当該
審理の開始の時に、当
該事件について第三十
九条第二項ただし書に
規定する期間内に請求
された同条第一項の審
判の審決が確定してい
る場合は、この限りで

(削る)

(削る)

ない。

3| 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面を援用することができる。

4| 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その審判の請求は、取り下げら

(特許法の準用)	
(特許法の準用)	(削る)
(特許法の準用)	
(特許法の準用)	<p>5 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その審判の請求書に添付された訂正した明細書又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。</p>

第四十五条	、第七百七十四条（審判の規定等の準用）及び第百	及び第七百七十六条（再審の請求登録前の実施によ
	<p>第四十一条 特許法第百二十五条、第百二十七条、第百二十八条、第百三十条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>	<p>第四十一条 特許法第百二十五条、第百二十七条、第百二十八条、第百三十二条、第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十七条から第百六十二条まで、第百六十四条第一項、第百六十六条及び第百六十八条から第百七十条まで並びに平成二十三年改正特許法第百三十一条、第百三十一条の二、第百三十二条、第百五十五条、第百五十六条、第百六十四条の二、第百六十七条及び第百六十七条の二（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>
(新設)		
	<p>第四十一条 特許法第百二十五条、第百二十七条、第百二十八条、第百三十条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>	<p>第四十一条 特許法第百二十五条、第百二十七条、第百二十八条、第百三十二条、第百三十五条から第百六十二条まで、第百六十四条第一項及び第百六十六条から第百七十条まで並びに平成十五年改正特許法第百三十一条、第百三十一条の二及び第百三十三条（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>

第四十七條 第一項	審判又は再審の請求書	七十六條（再審の請求登録前の実施による通常実施権） 成二十三年改正特許法第百七十四條（審判の規定等の準用） 審判若しくは再審の請求書又は第四十條の二第一項の訂正の請求書
第四十七條 第二項	特許法第百七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び百七十九條から第百八十二條まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）	特許法第百七十九條（被告適格）並びに平成二十三年改正特許法第百七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）並びに第百八十條、第百八十一條及び第百八十二條（出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）
第四十八條 の十二第二項	第三十九條第四項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と	第三十九條第二項及び第八項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と

(新設)		
第四十七條 第二項	及び第百七十九條から第百八十二條まで	、第百七十九條、第百八十條及び第百八十二條並びに平成十五年改正特許法第百八十一條
第四十八條 の十二第二項	第三十九條第四項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と	第三十九條第二項中「第三十七條第一項」とあり、及び「同項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と、同條第六項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と

第四十八条の十二第三項	第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条の十五第二項及び第四項（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）	第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四条の十五第四項
第五十条の二	第三十七条第二項（第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第二百二十五条	第三十七条第三項（第四十条の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九条第八項（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。） 、第四十条の二第九項及び第四十一条において準用する特許法第二百二十八条、第四十一条において準用する特許法第二百二十五条
第五十五条第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七条第一項又は

第四十八条の十二第三項	第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条の十五第二項及び第四項（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）	第一項」と 第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四条の十五第四項
第五十条の二	第三十七条第二項（第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九条第四項	第三十七条第三項（第四十条の十二第三項において準用する場合を含む。） 、第三十九条第六項（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）
第五十五条第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七条第一項又は

第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第二項、同法第四十条の二第五項、同法第四十条の三又は同法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第百六十四条の二第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と

第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第二項、同法第四十条の二第三項、同法第四十条の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四

	第五十五条 第六項	特許法第九十五條の三（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定	別表第五号 登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	別表第九号
「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十條の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。	平成二十三年改正特許法第九十五條の四（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書又は第四十條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定	登録異議の申立てをする者	審判又は再審を請求する者 審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者	

	(新設)		別表第五号 登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	別表第九号
十條の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。		登録異議の申立てをする者	審判又は再審を請求する者 審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をすることにより、第四十條の三第四項の規定に基づき第三十九條第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる	

場合を除く。
)

改正案	現行
<p>附則 （団体商標についての経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合の附則第十六条第一項第二号（附則第十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。</p> <p>（拒絶の査定又は審決前の使用による商標の使用をする権利）</p> <p>第十六条 更新登録の出願について、附則第十三条第一項第一号の規定により拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合（他の拒絶の理由がある場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する者が、その出願に係る商標権の存続期間の満了の際現にその出願に係る登録商標の使用をしている指定役務について継続してその商標の使用をするときは、当該商標権</p>	<p>附則 （団体商標についての経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合の附則第十六条第一項第二号（附則第十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。</p> <p>（拒絶の査定又は審決前の使用による商標の使用をする権利）</p> <p>第十六条 更新登録の出願について、附則第十三条第一項第一号の規定により拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合（他の拒絶の理由がある場合を除く。）においては、次の各号の一に該当する者が、その出願に係る商標権の存続期間の満了の際現にその出願に係る登録商標の使用をしている指定役務について継続してその商標の使用をするときは、当該商標権の存続</p>

の存続期間の満了の際現にその登録商標の使用をしてその指定
役務に係る業務を行っている範囲内において、その役務につい
てその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者
についても、同様とする。

一 (略)

二 当該商標権の存続期間の満了の際現にその商標権について
の専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての
新商標法第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有す
る者

2・3 (略)

期間の満了の際現にその登録商標の使用をしてその指定役務に
係る業務を行っている範囲内において、その役務についてその
商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者につい
ても、同様とする。

一 (略)

二 当該商標権の存続期間の満了の際現にその商標権について
の専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての
新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十
九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則 （特許法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る特許料の納付についての新特許法第七條第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新特許法第九十五條第四項及び第五項（これらの規定を特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第五條の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八條第五項において準用する場合を含む。）並びに第六項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等」（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一條の規定による改正前の特許法第七條第四項に規定する国等をいう。）とする。</p> <p>5 15（略）</p>	<p>附 則 （特許法の改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る特許料の納付についての新特許法第七條第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新特許法第九十五條第四項及び第五項（これらの規定を第五條の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八條第四項において準用する場合を含む。）並びに第六項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等」（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一條の規定による改正前の特許法第七條第四項に規定する国等をいう。）とする。</p> <p>5 15（略）</p>

改正案	現行
<p>附則 （施行後三月間にした商標登録出願についての特例） 第七条（略） （削る）</p>	<p>附則 （施行後三月間にした商標登録出願についての特例） 第七条（略）</p> <p>2 特例小売商標登録出願についての商標法第四条第一項（第十 三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「 するもの」とあるのは、「するもの（その商標権に係る指定役 務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る 職務について使用をするものを除く。）」とする。</p> <p>3 4 （略）</p>